

指定管理業務点検・評価シート（令和5年度業務）

令和6年5月28日

施設名	とっとり出会いの森	所在地	鳥取市桂見293
施設所管課名	森林・林業振興局林政企画課	連絡先	0857-26-7301
指定管理者名	株式会社谷尾樹楽園	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

1 施設の概要

設置目的	県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通して森林に対する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資する。
設置年月日	平成11年4月4日
施設内容	敷地面積：76ha 施設内容：センター施設管理棟、展示館、倉庫など
利用料金	無料
開園時間	午前9時～午後5時
休園日	12月29日～1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none">施設設備の維持管理に関する業務管理施設の利用の許可等に関する業務（条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令及び施設からの退去命令）その他管理施設の管理に必要な業務（管理施設の利用制限等に関する業務、その他施設の管理運営に必要な業務、管理施設を利用した、森林に対する理解を深めるための事業に関する業務、管理施設の利用受付及び案内、利用者へのサービス提供（自動販売機等による物品の販売を含む。）、施設の利用促進
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）：3人、 非常勤職員：3人 【計6人】
	<pre>graph LR; A[施設責任者(正職員1)] --- B[庶務スタッフ(正職員1)]; A --- C[マルチスタッフ(正職員1)]; A --- D[サポートスタッフ(非常勤職員3)];</pre>

4 施設の利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		利用者数 (人)	5年度	14,337	16,244	8,236	6,328	4,488	5,349	10,008	5,898	4,497	4,011	5,799
	4年度	16,043	19,521	7,803	6,176	6,039	6,463	10,453	7,935	3,999	3,617	6,174	11,841	106,064
	増減	△ 1,706	△ 3,277	433	152	△ 1,551	△ 1,114	△ 445	△ 2,037	498	394	△ 375	△ 4,292	△ 13,320

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		利用料金収入 (千円)	年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	年度	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	増減	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

5 収支の状況

区 分		5年度	4年度	増 減	
収入	事業収入	電気代	48,308	248,308	△ 200,000
		小 計	48,308	248,308	△ 200,000
	事業外収入	自動販売機手数料ほか	696,276	807,438	△ 111,162
		鳥取県委託料	34,490,000	34,965,000	△ 475,000
		鳥取市委託料	8,622,000	8,665,000	△ 43,000
		小 計	43,808,276	44,437,438	△ 629,162
計	43,856,584	44,685,746	△ 829,162		
支出	人 件 費	11,613,000	11,437,165	175,835	
	管理運営費	17,467,877	18,001,378	△ 533,501	
	事 業 費	14,740,948	14,650,327	90,621	
	計	43,821,825	44,088,870	△ 267,045	
収 支 差 額		34,759	596,876		

6 労働条件等

確認項目		状況			備考
		正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	就業規則、労働条件通知書		※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有		※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	無		※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	7.5時間/日	おおむね1時間～6時間/日		※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	使用者の現認、自己申告	使用者の現認、自己申告		※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	年間87日	休日：最低1日/週		※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	225千円/月	58千円/月		※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適		※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無		※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：		※業種・規模の要件あり

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
植栽管理業務等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈りを仕様書設計以上に実施し、居心地の良い空間（広場）を提供。 ・高木剪定や枯損木伐採・補植。
森林を理解するイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の良さを広く伝える内容を中心にイベントを開催（観察会、学習会、クラフト・木工教室、剪定講習会、植樹・間伐体験等 24回/年）。 ・SNS、ホームページにて園内の旬の花、樹木等を紹介。 ・新聞でイベント開催情報の広告を掲載し、広く施設の認知度と集客に努めた。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉園時の点検、必要に応じてパトロールでゴミの回収、故障箇所、不審物の有無の確認。 ・台風接近時は予め休園を告知し、強風後は巡回パトロールにより散策路の枝折れ・倒木等を撤去するなど利用者の安全確保に取組んだ。 ・管理者の目が届きにくいトイレ施設の入口には防犯カメラを設置した。
その他	夏期は閉園時間午後5時を1時間延長し、午後6時までとして対応した。（7月20日～8月20日）

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ホームページでの意見受付。 ・施設窓口での意見受付。 ・「県民の声」による意見受付。
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
施設内で飲食中にトンビに食べ物を取られ、その際に左手指を負傷した。注意喚起の看板等がなく、危険が予見しにくい状況であった。他の来園者がトンビに餌を与えている姿を目撃しており、餌を与えないようになどの十分な注意喚起ができていない。	公園内に「トンビに注意。食べ物を見つけて急降下してくる場合があります。お食事の際には特にご注意ください。」「注意！興味本位で食べ物を与えないでください。」と注意喚起の看板・貼紙を設置した。

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNSによる開花情報の発信に力を入れ、報道機関に対して動植物の素材提供に協力した。 ・新型コロナウイルスの収束に伴い、キッチンカー出店への協力や薪ストーブによる料理教室の開催など飲食を伴うイベントに力を入れ、利用促進に努めた。
〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化に伴い大型修繕が随所で発生しており、優先順位を付けた修繕が必要。特に、閉鎖中の展示館について利用再開に向けた施設の更新・改修が必要である。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・定期的な点検に加え、強風や大雨後には緊急的な巡回パトロールを行うなど適切な事故防止措置が行われている。 ・芝管理や除草については協定書以上の細やかな管理が行われている。 ・老朽化により修繕箇所が増える中、限られた予算の中で優先順位をつけた修繕が実施されている。 ・保安警備、清掃について計画どおり実施されている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	規程に従い、利用許可や届出への対応が適正に行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	利用者への受付・案内、備品管理が適正に行われている。
〔利用者サービス〕 ○開園時間、休園日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	・夏期は閉園時間を1時間延長し、利用者へのサービス向上に努めている。 ・毎月の定期イベントに加え、季節に合わせたイベントが開催されており、施設の利用促進が図られている。 ・個人情報保護や情報公開については規定に従い適正に行われている。
〔森林に対する普及啓発〕 ○森林の活用 ○利用者数	4	・森林や動植物に関連したイベントを積極的に開催しており、幅広い世代への普及啓発が行われている。 ・SNS等での樹木の開花情報の発信、報道機関への動植物の素材提供など、情報発信に取組まれている。
〔収入支出の状況〕	3	・概ね事業計画どおりである。
〔職員の配置〕	3	・施設管理に必要な人材を確保し、適切に配置されている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・帳簿等が整理されており、適切に会計処理が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・関係法令は適切に順守されている。 ・原則、県内発注により実施されている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	・障がい者就労施設への発注実績はなし。 ・清掃業務の一部をシルバー人材センターへ発注している。
総 括	3.3	・天候の悪い日が多かったことなどから、前年度と比較して利用者数が少なかつたものの、自然体験を中心とした様々なイベントの開催や動植物に関する情報発信が積極的に行われており、施設の役割が果たされている。 ・芝や植栽木等が天候や利用状況に合わせて細やかに管理されており、来園者が気持ちよく利用できるよう取組まれている点が評価できる。

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：概ね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。